

天理市スズメバチ等駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチ等による危害を防止し、もって市民生活の安全を図るため、市民等に対するスズメバチ等の営巣の駆除に要した費用の一部の補助について、天理市補助金等交付規則(平成15年2月天理市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ等 スズメバチ及びミツバチをいう。
- (2) 駆除業者 スズメバチ等の営巣の駆除を業とするものをいう。
- (3) 登録駆除業者 市の登録を受けた駆除業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) スズメバチ等の営巣(市内に限る。)がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者。
- (2) 登録駆除業者により、スズメバチ等の営巣を駆除したものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、登録駆除業者に委託して行ったスズメバチ等の営巣の駆除に要した経費(駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチ等の営巣の駆除後に、天理市スズメバチ等駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 駆除費用の明細が記載された領収書の写し
- (2) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- (3) 駆除前及び駆除後の写真各1枚（営巣が分かるものに限る。）。ただし、屋内にある営巣等で、駆除前の写真撮影が困難なときは、この限りでない。
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、駆除したスズメバチ等の営巣一個当たり一申請とし、複数のスズメバチ等の営巣の駆除を行った場合、駆除した営巣の個数分の申請を行うことができる。

（補助金の交付申請の時期）

第7条 補助金の交付申請の時期は、駆除作業を実施した日から起算して30日以内又は駆除を実施した年度の3月末日までのいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付申請の受付停止）

第8条 市長は、補助金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請の受付を停止することができる。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、第6条の規定により申請のあった補助金交付申請書を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、天理市スズメバチ等駆除費補助金交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、天理市スズメバチ等駆除費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の支払い）

第11条 市長は前条の規定により請求書の提出があった場合は、請求日から起

算して30日以内に請求者の指定する口座へ振り込むものとする。

(手続代行者)

第12条 補助金の交付申請を行う者は、第6条に規定する申請及び第10条に規定する請求その他の手続について、登録駆除業者に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 依頼を受けた登録駆除業者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。この場合において、手続代行者は、本手続の代行を通じ補助金交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付申請を行ったと認める手続代行者に対して市の補助金に係る手続の代行を認めないことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める者に対してその全額又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助金交付申請者及び手続代行者に対して報告を求め、補助金交付申請について必要な指示をし、又はスズメバチ等の駆除作業現場の確認及び手続代行者の事務所等に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査し、関係者に対して質問することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。